

【別冊】

平成22年2月定例会

議案説明資料

- ・特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- ・鳥取県税条例の一部を改正する条例
- ・職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

総務部

- ・特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課） ······ 1 ページ
- ・鳥取県税条例の一部を改正する条例（税務課） ······ 6 ページ
- ・職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（行財政改革局給与室
→人事企画課） ······ 26 ページ

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この条例は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。	(目的) 第1条 この条例は、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。）、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。
(農村地域工業等導入地区における県税の課税免除) <u>第2条 農工法第5条第1項又は第2項に規定する実施計画</u> （以下「実施計画」という。）において定められた同条第3項第1号に規定する工業等導入地区のうち農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令（昭和63年自治省令第26号。以下「農工法省令」という。）第1条第1項に規定する地区内において、農工法省令第3条第1号に規定する対象設備設置者に対し、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める額について課税しない。	(農村地域工業等導入地区における県税の課税免除) <u>第2条 農工法第5条第1項又は第2項に規定する実施計画</u> （以下「実施計画」という。）において定められた同条第3項第1号に規定する工業等導入地区のうち農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令（昭和63年自治省令第26号。以下「農工法省令」という。）第1条第1項に規定する地区内において、農工法省令第3条第1号に規定する対象設備設置者に対し、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める額について課税しない。 (1) 事業税 農工法省令第3条第1号に規定する設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るものとして農工法省令第4条の規定により計算した額に対して課

する額

(2) 不動産取得税 農工法省令第3条第2号に規定する家屋及びその敷地である土地の取得(農工法第5条第1項又は第2項の規定により実施計画が定められた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する額

(過疎地域における県税の課税免除)

第2条 略

(同意集積区域における不動産取得税の課税免除)

第3条 略

(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)

第4条 略

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第5条 略

(課税免除の届出等)

第6条 第2条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあっては特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限(以下「延長申告期限」という。)までに、法人にあっては特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定する期間(以下「法人事業税申告納付期間」という。)の末日又は延長申告期限までに、知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。)に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特別償却設備の名称、構造、数量及び価格又

(過疎地域における県税の課税免除)

第3条 略

(同意集積区域における不動産取得税の課税免除)

第4条 略

(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)

第5条 略

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第6条 略

(課税免除の届出等)

第7条 第2条又は第3条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあっては第2条に規定する設備若しくは特別償却設備(以下この条において「対象設備」という。)又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限(以下「延長申告期限」という。)までに、法人にあっては対象設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定する期間(以下「法人事業税申告納付期間」という。)の末日又は延長申告期限までに、知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。)に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 対象設備の名称、構造、数量及び価格又は土

(1) 略

- (2) 第4条及び第5条に規定する家屋又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日
(3) 第4条の規定による不均一課税の場合にあっては、同条に規定する家屋の取得価額
(4) 略

3 略

(虚偽の届出者等に対する措置)

第8条 正当な理由がなく、第6条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第6条第4項若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条及び第3条の課税免除又は第4条及び第5条の不均一課税の規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第9条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条第1項又は第3条から第5条までの規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月後まで、第2条第1項又は第3条から第5条までの規定の適用がある家屋又は土地に係る不動産取得税のうち第2条第1項若しくは第3条の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条若しくは第5条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条第1項又は第3条から第5条までの規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7 略

(徴収猶予の取消し)

第10条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により

(1) 略

- (2) 第5条及び第6条に規定する家屋又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日
(3) 第5条の規定による不均一課税の場合にあっては、同条に規定する家屋の取得価額
(4) 略

3 略

(虚偽の届出者等に対する措置)

第9条 正当な理由がなく、第7条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第7条第4項若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から第4条までの課税免除又は第5条及び第6条の不均一課税の規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第10条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月後まで、第2条、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定の適用がある家屋又は土地に係る不動産取得税のうち第2条、第3条第1項若しくは第4条の規定により課税を受けないこととなる額又は第5条若しくは第6条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7 略

(徴収猶予の取消し)

第11条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により

徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条第1項又は第3条から第5条までの規定の適用がないことが明らかとなつたとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになつたときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2及び3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第11条 第2条から第4条までの規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第6条又は第7条の規定により届出又は申請をする者が選択する1条の規定を適用する。

(委任)

第12条 略

徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定の適用がないことが明らかとなつたとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになつたときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2及び3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第12条 第2条から第5条までの規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第7条又は第8条の規定により届出又は申請をする者が選択する1条の規定を適用する。

(委任)

第13条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第1項又は第2項に規定する実施計画において定められた同条第3項第1号に規定する工業等導入地区のうち農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令（昭和63年自治省令第26号。以下「農工法省令」という。）第1条第1項に規定する地区内において、農工法省令第3条第1号に規定する対象設備設置者となる者に係る県税の課税免除については、改正前の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)		(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)	
第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。		第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。	
(1) 法人の 県民税	略	(1) 法人の 県民税	略
イ 法第53条 第1項、第 2項、第4 項又は <u>第19</u> 項の申告書 でその提出 期限までに 提出したも のに係る税 額		イ 法第53条 第1項、第 2項、第4 項、 <u>第5項</u> 又は <u>第24項</u> の申告書で その提出期 限までに提 出したもの に係る税額	
ウ 法第53条 第1項、第 2項、第4		ウ 法第53条 第1項、第 2項、第4	

	項又は第19項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額		項、第5項又は第24項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額
	工 法第53条第22項の修正申告書に係る税額	当該修正申告書を提出した日（法第53条第23項の規定の適用がある場合であつて、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間	当該修正申告書を提出した日（法第53条第28項の規定の適用がある場合であつて、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
略			略
略			略
(3) 法人の事業税			(3) 法人の事業税
	イ 法第72条の25第11項、第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第11項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額		イ 法第72条の25第11項、第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項、第72条の30第2項若しくは第72条の31第2項において準用する法第72条の25第11項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額
	略		略
略			略

2～5 略

(個人の県民税の申告等)

第33条 第21条第1項の表(1)に掲げる者のうち法第317条の2第1項から第4項まで、法第317条の3の2及び法第317条の3の3の規定に基づく市町村民税に関する申告書を提出する者は、当該申告書と併せて法第45条の2、法第45条の3の2及び法第45条の3の3の規定に基づく県民税に関する申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

第34条 第21条第1項の表(1)に掲げる者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、この節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に法第45条の2の規定に基づく県民税に関する申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（法第45条の3第2項の総務省令で定める事項を除く。）のうち法第45条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、法第45条の2の規定に基づく県民税に関する申告書に記載されたものとみなす。

3 略

(徴収取扱費の報告に関する特例)

第39条の2 平成22年度において、市町村長が法第47条第1項の徴収取扱費を算定し、知事に報告する場合における同項第1号の金額については、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を報告するものとする。この場合において、次の表の(1)に掲げる報告は、平成22年4月10日までに行うものとする。

(1) 平成22年度 の徴収取扱費 の特例分に係る報 告	平成22年度における納稅義務 者の見込数に300円を乗じて得 られる金額
(2) 平成22年度 の前期に係る報 告	平成22年度における納稅義務 者数に3,000円を乗じて得られ る金額の100分の60に相当する

2～5 略

(個人の県民税の申告等)

第33条 第21条第1項の表(1)に掲げる者のうち法第317条の2第1項から第4項までの規定に基づく市町村民税に関する申告書を提出する者は、当該申告書と併せて法第45条の2の規定に基づく県民税に関する申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

第34条 第21条第1項の表(1)に掲げる者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、この節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条の申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（法第45条の3第2項の総務省令で定める事項を除く。）のうち法第45条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条の申告書に記載されたものとみなす。

3 略

(徴収取扱費の報告に関する特例)

第39条の2 平成21年度において、市町村長が法第47条第1項の徴収取扱費を算定し、知事に報告する場合における同項第1号の金額については、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を報告するものとする。この場合において、次の表の(1)に掲げる報告は、平成21年4月10日までに行うものとする。

(1) 平成21年度 の徴収取扱費 の特例分に係る報 告	平成21年度における納稅義務 者の見込数に300円を乗じて得 られる金額
(2) 平成21年度 の前期に係る報 告	平成21年度における納稅義務 者数に3,000円を乗じて得られ る金額の100分の60に相当する

金額	
(3) 平成22年度の後期に係る報告	平成22年度における法第47条第1項第1号の金額から(1)及び(2)に係る金額の合算額を控除した金額

金額	
(3) 平成21年度の後期に係る報告	平成21年度における法第47条第1項第1号の金額から(1)及び(2)に係る金額の合算額を控除した金額

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法人税割	税率
略	
(2) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割

2～6 略

(法人の県民税の申告納付)

第43条 県民税を申告すべき法人は、法第53条の規定によって、同条第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

2 法第53条第1項、第4項、第19項及び第23項の規定によって申告書を提出すべき法人は、当該申告書（同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定によって申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。

3 略

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法人税割	税率
略	
(2) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割並びに特例期間内における解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人税額に係る法人税割（清算中の各事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。以下この表において「清算所得に係る法人税割」という。）	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割及び清算所得に係る法人税割

2～6 略

(法人の県民税の申告納付)

第43条 県民税を申告すべき法人は、法第53条の規定によって、同条第1項、第2項、第4項、第5項、第24項、第27項及び第28項の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

2 法第53条第1項、第4項、第5項、第24項及び第28項の規定によって申告書を提出すべき法人は、当該申告書（同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定によって申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。

3 略

(法人の均等割の税率の特例)

第53条の20 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

略

(法人の事業税の課税標準)

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の課税標準の欄に定めるものによる。

事業		課税標準	
(1)	(2)	外形標準課税対象法人	所得割
に掲げる事業以外の事業			各事業年度の所得
		外形標準課税対象外法人	所得割
略			

2及び3 略

4 第1項の表の課税標準の欄に定める各事業年度の所得は、法第72条の23の規定により算定される金額による。

5 略

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業		法人	金額	税率
(1)	(2)	外形標準課税対象法人	略	
に掲げる事業以外の事業		(受託法人(法第72条の2の2第3項に規定		

(法人の均等割の税率の特例)

第53条の20 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

略

(法人の事業税の課税標準)

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の課税標準の欄に定めるものによる。

事業		課税標準	
(1)	(2)	外形標準課税対象法人	所得割
に掲げる事業以外の事業			各事業年度の所得及び清算所得
		外形標準課税対象外法人	所得割
略			

2及び3 略

4 第1項の表の課税標準の欄に定める各事業年度の所得及び清算所得は、法第72条の23の規定により算定される金額による。

5 略

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業		法人	金額	税率
(1)	(2)	外形標準課税対象法人	略	
に掲げる事業以外の事業		(受託法人(法第72条の2の2第3項に規定		

する受託法人をいう。以下この条及び次条において同じ。)を除く。次項において同じ。)			する受託法人をいう。以下この条及び次条において同じ。)を除く。次項において同じ。)			
	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額			各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得		
	略			略		
特別法人	略		特別法人	略		
	各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額			各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得		
	略			略		
その他の法人	略		その他の法人	略		
	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額			各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得		
	略			略		
略						

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあっては、合計額)とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	略	
	各事業年度の所得	略
特別法人	各事業年度の所得	略
その他の法人	各事業年度の所得	略

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)に掲	略	

する受託法人をいう。以下この条及び次条において同じ。)を除く。次項において同じ。)			する受託法人をいう。以下この条及び次条において同じ。)を除く。次項において同じ。)			
	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得			各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額		
	略			略		
特別法人	略		特別法人	略		
	各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得			各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額		
	略			略		
その他の法人	略		その他の法人	略		
	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得			各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額		
	略			略		
略						

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあっては、合計額)とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	略	
	各事業年度の所得及び清算所得	略
特別法人	各事業年度の所得及び清算所得	略
その他の法人	各事業年度の所得及び清算所得	略

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)に掲	略	

げる事業以外の事業	各事業年度の所得のうち年400万円を超える年10億円以下の金額	略
		略
略		

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

金額	税率
各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額	略
略	

(法人の事業税の税率の特例)

第58条の2 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税については、前条の規定にかかわらず、次項から第5項までに定めるところによる。

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) 外形標準課に掲げる税対象法人事業以外の事業	外形標準課	略	
	(受託法人を除く。次項において同じ。)	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	略
略			
特別法人			
		各事業年度の所得のうち年400	略

げる事業以外の事業	各事業年度の所得のうち年400万円を超える年10億円以下の金額及び清算所得	略
		略
略		

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

金額	税率
各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額及び清算所得	略
略	

(法人の事業税の税率の特例)

第58条の2 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)については、前条の規定にかかわらず、次項から第5項までに定めるところによる。

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) 外形標準課に掲げる税対象法人事業以外の事業	外形標準課	略	
	(受託法人を除く。次項において同じ。)	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	略
略			
特別法人			
		各事業年度の所得のうち年400	略

	万円を超える金額	
その他の法人	略	
	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	略
	略	
略		

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額（外形標準課税対象法人にあっては、合計額）とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	略	
	各事業年度の所得	略
特別法人	各事業年度の所得	略
その他の法人	各事業年度の所得	略

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)に掲げる事業以外の事業	略	
	各事業年度の所得のうち年400万円を超える年10億円以下の金額	略
略		

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)の規

	万円を超える金額及び清算所得	
その他の法人	略	
	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	略
略		

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額（外形標準課税対象法人にあっては、合計額）とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	略	
	各事業年度の所得及び清算所得	略
特別法人	各事業年度の所得及び清算所得	略
その他の法人	各事業年度の所得及び清算所得	略

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)に掲げる事業以外の事業	略	
	各事業年度の所得のうち年400万円を超える年10億円以下の金額及び清算所得	略
略		

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)の規

定にかかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

金額	税率
各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額	略
略	

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納稅義務がある法人は、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第11項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

法人	期間
略	
(2) 法第72条の25第2項 (同条第6項(法第72条の28第2項又は法第72条の29第2項において準用する場合を含む。)、法第72条の28第2項又は法第72条の29第2項において準用する場合を含む。)又は法第72条の25第4項(同条第7項(法第72条の28第2項及び法第72条の29第2項において準用する場合を含む。)、法第72条の28第2項又は法第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける法人	略
(3) 法第72条の25第3項 (法第72条の28第2項又は法第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける法人	略
(4) 法第72条の25第5項 (法第72条の28第2項又は法第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける法人	略

定にかかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

金額	税率
各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額及び清算所得	略
略	

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納稅義務がある法人は、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得及び清算所得又は収入金額につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第11項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によつて納付しなければならない。

法人	期間
略	
(2) 法第72条の25第2項 (同条第6項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)又は法第72条の29第2項において準用する場合を含む。)又は法第72条の25第4項(同条第7項(法第72条の28第2項及び法第72条の29第2項において準用する場合を含む。)、法第72条の28第2項又は法第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける法人	略
(3) 法第72条の25第3項 (法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける法人	略
(4) 法第72条の25第5項 (法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける法人	略

略	略
(6) 法第72条の29第1項の規定の適用を受ける法人	当該法人の当該事業年度終了の日から2月以内の期間
(7) 法第72条の29第3項の規定の適用を受ける法人	当該法人の当該事業年度終了の日から1月以内の期間（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日までの期間）
	(6) 法第72条の29第1項の規定の適用を受ける法人 当該法人の当該事業年度終了の日から2月以内の期間（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日までの期間）
	(7) 法第72条の30第1項の規定の適用を受ける法人 残余財産の分配又は引渡しの日の前日までの期間
	(8) 法第72条の31第1項の規定の適用を受ける法人 残余財産の確定した日から1月以内の期間（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日までの期間）

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 前条若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した法人又は法第72条の39、法第72条の41若しくは法第72条の41の2の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該申告書若しくは修正申告書に記載した、又は当該更正若しくは決定に係る付加価値額、資本金等の額、所得若しくは収入金額又は事業税額について不足額がある場合（納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあっては、納付すべき事業税額がある場合）においては、遅滞なく、法第72条の33第2項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 前条若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した法人又は法第72条の39、法第72条の41若しくは法第72条の41の2の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該申告書若しくは修正申告書に記載した、又は当該更正若しくは決定に係る付加価値額、資本金等の額、所得、清算所得若しくは収入金額又は事業税額について不足額がある場合（納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあっては、納付すべき事業税額がある場合）においては、遅滞なく、法第72条の33第2項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度（清算所得について

標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき（当該法人が、当該事業年度において法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人（同条第12号の7の3に規定する連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了日の日の属する連結事業年度において当該法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係（第62条第4項において「連結完全支配関係」という。）がある同法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人（第62条第4項において「連結親法人」という。）が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき）は、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の33第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

（住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告）

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第22項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

4 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項若しくは第3項又は法附則第11条第22項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあっては第2項の書類を、法附則第11条第22項の規定の適用を受けようとする者にあっては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

（たばこ税の税率）

第117条 たばこ税の税率は、1,000本につき1,504円とする。

は、その算定の期間に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき（当該法人が、当該事業年度において法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人（同条第12号の7の3に規定する連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了日の日の属する連結事業年度において当該法人との間に同条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係（第62条第4項において「連結完全支配関係」という。）がある同法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人（第62条第4項において「連結親法人」という。）が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき）は、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の33第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

（住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告）

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第33項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

4 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項若しくは第3項又は法附則第11条第33項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあっては第2項の書類を、法附則第11条第33項の規定の適用を受けようとする者にあっては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

（たばこ税の税率）

第117条 たばこ税の税率は、1,000本につき1,074円とする。

(たばこ税の税率の特例)

第118条 たばこ事業法（昭和59年法律第68号）附則 第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき716円とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 自家用の自動車で軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、100分の5とする。

(軽油引取税の納稅義務者等)

第134条の23 軽油引取税は、次の表の左欄に掲げるものを課税標準として、それぞれ同表の右欄に定める者に対して課する。

略	
(9) 法第144条の6又は法附則第12条の2の7第1項に規定する軽油の引取りを行った者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該譲渡に係る数量	略
(10) 法第144条の6又は法附則第12条の2の7第1項に規定する軽油の引取りを行った者がこれらの規定に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合におけるその消費量	略
略	

2及び3 略

(軽油引取税の税率の特例)

第134条の26 平成22年4月1日以後に第134条の23第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入（次条において「軽油の引取り等」という。）が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徵収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合（次条において「特別徵収

(たばこ税の税率の特例)

第118条 たばこ事業法（昭和59年法律第68号）附則 第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき511円とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 自家用の自動車で軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条の規定にかかわらず、100分の5とする。

(軽油引取税の納稅義務者等)

第134条の23 軽油引取税は、次の表の左欄に掲げるものを課税標準として、それぞれ同表の右欄に定める者に対して課する。

略	
(9) 法第144条の6又は法附則第12条の2の4第1項に規定する軽油の引取りを行った者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該譲渡に係る数量	略
(10) 法第144条の6又は法附則第12条の2の4第1項に規定する軽油の引取りを行った者がこれらの規定に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合におけるその消費量	略
略	

2及び3 略

(軽油引取税の税率の特例)

第134条の26 平成30年3月31日までに第134条の23第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徵収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、前条の規定にかかわらず、1キロリットル

義務の消滅に係る所有に至った場合」という。)における軽油引取税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例)

第134条の26の2 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に軽油の引取り等が行われた場合又は同日以後に特別徴収義務の消滅に係る所有に至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に軽油の引取り等が行われた場合又は同日以後に特別徴収義務の消滅に係る所有に至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

(軽油引取税の申告納入)

第134条の32 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量(以下この節において「課税標準量」という。)及び税額並びに法第144条の5若しくは法第144条の6又は法附則第12条の2の7第1項の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した法第144条の14第2項の総務省令で定める様式による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 前項の場合において、法第144条の5若しくは法第144条の6又は法附則第12条の2の7第1項の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、法第144条の14第4項の総務省令で定めるところにより、法第144条の21第1項(法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する免税証(以下単に「免税証」という。)その他当該数量を証する書類を添付して、知事の承認を受けなければならない。

3 略

につき、3万2,100円とする。

(軽油引取税の申告納入)

第134条の32 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量(以下この節において「課税標準量」という。)及び税額並びに法第144条の5若しくは法第144条の6又は法附則第12条の2の4第1項の規定によって軽油引取税を課さうこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した法第144条の14第2項の総務省令で定める様式による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 前項の場合において、法第144条の5若しくは法第144条の6又は法附則第12条の2の4第1項の規定によって軽油引取税を課さすこととされる引取りに係る軽油の数量については、法第144条の14第4項の総務省令で定めるところにより、法第144条の21第1項(法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する免税証(以下単に「免税証」という。)その他当該数量を証する書類を添付して、知事の承認を受けなければならない。

3 略

(軽油引取税に係る免税の手続)

第134条の34 法第144条の6に規定する用途又は法附則第12条の2の7第1項各号に掲げる用途（以下「免税用途」という。）に供するため、法第144条の6又は法附則第12条の2の7第1項の規定によってその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下「免税軽油」という。）の引取りを行おうとする法第144条の6に規定する者又は法附則第12条の2の7第1項各号に掲げる者（以下「免税軽油使用者」という。）は、あらかじめ、知事に法第144条の21第2項の申請書を提出して同項に規定する免税軽油使用者証（以下「免税軽油使用者証」という。）の交付を受けておかなければならぬ。

2～8 略

第134条の35 免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする場合においては、その都度、前条の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して法第144条の21第1項（法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、法第144条の21第1項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、施行令第43条の15第13項の届出書の写しを知事に提出しなければならない。

2～8 略

（免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置）

第134条の36 免税軽油使用者は、免税証に記載された数量を超える数量の軽油を免税用途に使用した場合において、法第144条の31第4項（法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第5項（法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による知事の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

2及び3 略

（用語）

(軽油引取税に係る免税の手続)

第134条の34 法第144条の6に規定する用途又は法附則第12条の2の4第1項各号に掲げる用途（以下「免税用途」という。）に供するため、法第144条の6又は法附則第12条の2の4第1項の規定によってその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下「免税軽油」という。）の引取りを行おうとする法第144条の6に規定する者又は法附則第12条の2の4第1項各号に掲げる者（以下「免税軽油使用者」という。）は、あらかじめ、知事に法第144条の21第2項の申請書を提出して同項に規定する免税軽油使用者証（以下「免税軽油使用者証」という。）の交付を受けておかなければならぬ。

2～8 略

第134条の35 免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする場合においては、その都度、前条の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して法第144条の21第1項（法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、法第144条の21第1項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、施行令第43条の15第13項の届出書の写しを知事に提出しなければならない。

2～8 略

（免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置）

第134条の36 免税軽油使用者は、免税証に記載された数量を超える数量の軽油を免税用途に使用した場合において、法第144条の31第4項（法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第5項（法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による知事の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

2及び3 略

（用語）

第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 及び(2) 略

(3) 略

(4) 充電機能付電力併用自動車 法附則第12条の
3第3項第3号に規定する充電機能付電力併用自
動車をいう。

(5) エネルギー消費効率 法附則第12条の3第3項第4号に規定するエネルギー消費効率をいう。

(6) 基準エネルギー消費効率 法附則第12条の3
第3項第4号に規定する基準エネルギー消費効率
をいう。

(7) 平成17年窒素酸化物排出許容限度 法附則第12条の3第3項第4号に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度をいう。

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、14年）を経過する日の属する年度以後の年度分の自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額とし、平成23年環境重視型低燃費自動車のうち平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成23年度分の自動車税及び平成23年環境重視型低燃費自動車のうち平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成24年度分の自動車税並びに平成21年環境重視型低燃費自動車のうち平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成21年度分の自動車税及び平成21年環境重視型低燃費自動車のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成22年度分の自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額とし、平成21年環境重視型自動車のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成22年度分の自動車税にあっては同表の最小軽課税率の欄に定める額とし、それ以外の自動車税にあっては同表の通常税率の欄に定める額とす

第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 及び(2) 略

(3) 電気自動車等 法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車等をいう。

(4) 略

(5) エネルギー消費効率 法附則第12条の3第3項に規定するエネルギー消費効率をいう。

(6) 基準エネルギー消費効率 法附則第12条の3
第3項に規定する基準エネルギー消費効率をい
う。

(7) 平成17年窒素酸化物排出許容限度 法附則第12条の3第3項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度をいう。

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、14年）を経過する日の属する年度以後の年度分の自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額とし、平成19年環境重視型低燃費自動車のうち平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成19年度分の自動車税及び平成19年環境重視型低燃費自動車のうち平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成20年度分の自動車税並びに平成21年環境重視型低燃費自動車のうち平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成21年度分の自動車税及び平成21年環境重視型低燃費自動車のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成22年度分の自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額とし、平成19年環境重視型自動車のうち平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成19年度分の自動車税及び平成19年環境重視型自動車のうち平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成20年度分の自動車税

る。

成20年度分の自動車税並びに平成21年環境重視型自動車のうち平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成21年度分の自動車税及び平成21年環境重視型自動車のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成22年度分の自動車税にあっては同表の最小軽課税率の欄に定める額とし、それ以外の自動車税にあっては同表の通常税率の欄に定める額とする。

略

2 前項の旧登録自動車とは、平成13年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成11年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（電気自動車、天然ガス自動車、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のもののとの混合物で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの並びにバス（一般乗用用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）をいう。

2 前項の旧登録自動車とは、平成11年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成9年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（電気自動車等並びにバス（一般乗用用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）をいう。

3 第1項の平成19年環境重視型低燃費自動車とは、電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第3項の総務省令で定めるものをいう。

4 第1項の平成19年環境重視型自動車とは、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（前項に規定する平成19年環境重視型低燃費自動車を除く。）で法附則第12条の3第5項の総務省令で定めるものをいう。

3 第1項の平成23年環境重視型低燃費自動車とは、次に掲げるものをいう。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定め

られた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防
止その他の環境保全上の技術基準（以下この号
において「排出ガス保安基準」という。）で法
附則第12条の3第3項第2号イの総務省令で定
めるもの（以下この号及び次項において「平成
17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合
し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然
ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分
の1を超えないもので同号イの総務省令で定め
るもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動
車のうち、道路運送車両法第41条の規定により
平成17年10月1日以降に適用されるべきものと
して定められた排出ガス保安基準で法附則第12
条の3第3項第2号ロの総務省令で定めるもの
(以下この号及び次項において「平成17年天然
ガス重量車基準」といふ。)に適合し、かつ、
窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車
基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超
えないもので同号ロの総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効
率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車の
うち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物
排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則
第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの

4 第1項の平成21年環境重視型低燃費自動車とは、
次に掲げるものをいう。

(1) 略

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車
のうち、平成17年天然ガス軽量車基準に適合
し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然
ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分
の1を超えないもので法附則第12条の3第4項
第2号イの総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動
車のうち、平成17年天然ガス重量車基準に適合
し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然

5 第1項の平成21年環境重視型低燃費自動車とは、
次に掲げるものをいう。

(1) 略

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両
総重量（以下この号において「車両総重量」と
いう。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のう
ち、同法第41条の規定により平成17年10月1日
以降に適用されるべきものとして定められた排
出ガス保安基準で法附則第12条の3第4項第2
号イの総務省令で定めるもの（以下この号にお
いて「平成17年天然ガス軽量車基準」とい
う。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が
平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化
物の値の4分の1を超えないもので同号イの総
務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動
車のうち、道路運送車両法第41条の規定により
平成17年10月1日以降に適用されるべきものと

ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第4項第2号口の総務省令で定めるもの

して定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第4項第2号口の総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同号口の総務省令で定めるもの

(3) 略

5 第1項の平成21年環境重視型自動車とは、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（前項に規定する平成21年環境重視型低燃費自動車を除く。）で法附則第12条の3第5項の総務省令で定めるものをいう。

(3) 略

6 第1項の平成21年環境重視型自動車とは、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（前項に規定する平成21年環境重視型低燃費自動車を除く。）で法附則第12条の3第6項の総務省令で定めるものをいう。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第9条の改正規定、第40条の改正規定、第43条の改正規定、第53条の20の改正規定（「若しくは第4号」を削る部分を除く。）、第55条の改正規定、第58条の改正規定、第58条の2の改正規定、第60条の改正規定、第61条第2項の改正規定及び第3項の改正規定（「第12号の7の5」を「第12号の7の7」に改める部分を除く。）、第117条の改正規定並びに第118条の改正規定 平成22年10月1日

(2) 第33条の改正規定及び第34条の改正規定 平成23年1月1日

(個人の県民税に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第33条の規定（改正法第45条の3の2及び改正法第45条の3の3の規定に基づく県民税に関する申告書の部分に限る。）は、平成23年1月1日以後に提出する申告書について適用する。

(法人の県民税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定（附則第1条第1号に掲げる改正規定に限る。）は、平成22年10月1日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散した法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定（附則第1条第1号に掲げる改正規定を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定（附則第1条第1号に掲げる改正規定に限る。）は、平成22年10月1日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の

決定が行われる場合又は同日以後に解散した法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成22年10月1日（次項及び第3項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に新条例第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（地方税法（昭和25年法律第226号）第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第115条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第38条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内に所在する場合において県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき430円

(2) 新条例第118条に規定する紙巻たばこ 1,000本につき205円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、改正法附則第6条第3項の総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して1月以内に、知事に提出しなければならない。

(1) 所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第2条第2項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

(2) 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

(3) その他参考となるべき事項

4 第2項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第12条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第38条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。

6 第2項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第120条及び第121条の規定を除く。）を適用する。

第9条第1項の表(6)	第120条第1項又は第3項	鳥取県税条例の一部を改正する条例 (平成22年鳥取県条例第 号。 以下「平成22年改正条例」とい う。) 附則第6条第3項
-------------	---------------	--

第122条第1項	第120条第1項から第4項までの規定によって申告書	平成22年改正条例附則第6条第3項の規定によって申告書
	第120条第1項から第4項までの規定によって申告納付する	平成22年改正条例附則第6条第3項及び第5項の規定によって申告納付する
第122条第2項	第120条第1項から第4項まで	平成22年改正条例附則第6条第3項
第124条第2項	経過した日	経過した日（当該経過した日が平成23年3月31日前である場合には、同日）

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新法第74条の14の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第120条の規定により知事に提出すべき申告書には、改正法附則第6条第7項後段の総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(自動車取得税に関する経過措置)

第7条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
(軽油引取税に関する経過措置)

第8条 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新条例第134条の23第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に旧条例第134条の23第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税については、なお従前の例による。

2 新条例の施行の際現に旧条例第134条の34第1項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例第134条の34第1項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

3 新条例の施行の際現にされている旧条例第134条の35第1項の規定による免税証の交付の申請は、新条例第134条の35第1項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

4 新条例の施行の際現に旧条例第134条の35第4項の規定により交付を受けている免税証は、新条例第134条の35第4項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

(自動車税に関する経過措置)

第9条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成21年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

第10条 この条例の規定は、改正法の施行によりその効力を生じるものとし、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法の規定の内容が新条例の規定の内容と異なることとなるときは、この条例の規定は、その限りにおいてその効力を失う。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

げる業務に従事したとき。

ア～エ 略

(5) 衛生環境研究所に勤務する職員（第1号又は第2号に掲げる業務に従事する職員を除く。）が感染症の病原体が付着した物件又は付着の疑いのある物件に対する検査、調査又は研究の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号、第2号、第3号ア、第4号及び第5号の業務 300円

(2) 前項第3号イ及びウの業務 1,200円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

第3号イの業務	第3号アの業務
第3号ウの業務	第3号アの業務 第3号イの業務

従事したとき。

ア～エ 略

(4) 衛生環境研究所に勤務する職員（第1号に掲げる業務に従事する職員を除く。）が感染症の病原体が付着した物件又は付着の疑いのある物件に対する検査、調査又は研究の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号、第2号ア、第3号及び第4号の業務 300円

(2) 前項第2号イの業務 600円

(3) 前項第2号ウの業務 1,200円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

第2号イの業務	第2号アの業務
第2号ウの業務	第2号アの業務 第2号イの業務

(海上危険業務手当)

第8条 海上危険業務手当は、職員が漁業取締船、水産試験船又は実習船に乗り組み、次に掲げる業務（以下「海上危険業務」という。）に従事したときに支給する。

(1)～(3) 略

2 略

(家畜保健衛生業務手当)

第20条 家畜保健衛生業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 家畜保健衛生所に勤務する獣医師が次に掲げる業務に従事したとき。

ア 家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項第2号から第6号までに規定する業務のうち家畜等に直接接して行う業務（次号及び第3号に掲げる業務を除く。）

(海上危険業務手当)

第8条 海上危険業務手当は、職員が漁業取締船、水産試験船又は実習船に乗り組み、沿岸3マイル以遠の海域において次に掲げる業務（以下「海上危険業務」という。）に従事したときに支給する。

(1)～(3) 略

2 略

(家畜保健衛生業務手当)

第20条 家畜保健衛生業務手当は、家畜保健衛生所に勤務する獣医師が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項第2号から第6号までに規定する業務のうち家畜等に直接接して行う業務（次号及び第3号に掲げる業務を除く。）

(2) 死亡畜の解剖業務及びその補助業務

(3) 患畜等の殺処分及びこれに伴う解体検査業務並びにこれらの補助業務

務のうち家畜等に直接接して行う業務（イ及びウに掲げる業務を除く。）

- イ 死亡畜の解剖業務又はその補助業務
ウ 患畜等の殺処分若しくはこれに伴う解体検査業務又はこれらの補助業務

- (2) 畜産試験場又は中小家畜試験場に勤務する職員が牛又は豚に対して行うワクチン接種業務又は疾病治療業務に従事したとき。
(3) 中小家畜試験場に勤務する職員が死亡畜の解剖業務又はその補助業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号ア及び第2号の業務 300円
(2) 前項第1号イ及びウ並びに第3号の業務
1,200円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

第1号イの業務	第1号アの業務
第1号ウの業務	第1号アの業務
第3号の業務	第2号の業務

(教員特殊業務手当)

第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

- (1)～(6) 略
(7) 特別支援学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭又は講師が行う児童又は生徒への直接指導
(8) 小学校若しくは中学校の特別支援学級を担任すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭又は講師が行う児童又は生徒への直接指導

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の業務 300円
(2) 前項第2号の業務 600円

- (3) 前項第3号の業務 1,200円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

第2号の業務	第1号の業務
第3号の業務	第1号の業務 第2号の業務

(教員特殊業務手当)

第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。以下この項において「教諭等」という。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

- (1)～(6) 略
(7) 特別支援学校に勤務する教諭等が行う児童又は生徒への直接指導
(8) 小学校若しくは中学校の特別支援学級を担任すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭及び講師が行う児童又は生徒への直接指導

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) 前項第7号及び第8号の業務 業務に従事した月1月につき <u>5,500円</u>	(5) 前項第7号及び第8号の業務 業務に従事した月1月につき <u>11,000円</u>
3 略	3 略
(併給禁止)	(併給禁止)
第26条 略	第26条 略
2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる <u>いずれか</u> の特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げる <u>いずれか</u> の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。	2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる <u>二</u> の特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げる <u>二</u> の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。
と畜検査等業務手当 防疫等業務手当（第4条第1項第3号の業務に係るものに限る。） 有害物等取扱手当	と畜検査等業務手当 防疫等業務手当（第4条第1項第2号の業務に係るものに限る。） 有害物等取扱手当
略	略
家畜保健衛生業務手当 防疫等業務手当（第4条第1項第3号の業務に係るものに限る。） 有害物等取扱手当	家畜保健衛生業務手当 防疫等業務手当（第4条第1項第2号の業務に係るものに限る。） 有害物等取扱手当
有害物等取扱手当 防疫等業務手当（第4条第1項第1号から第3号まで及び第5号の業務に係るものに限る。）	有害物等取扱手当 防疫等業務手当（第4条第1項第1号、第2号及び第4号の業務に係るものに限る。）
略	略

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。